

那珂市議会産業建設常任委員会記録

開催日時 平成31年3月11日(月)午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 木野 広宣 副委員長 花島 進

委員 小池 正夫 委員 石川 義光

委員 關 守 委員 福田耕四郎

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一

次長 清水 貴 書記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐職以上と発言者)

副市長 宮本 俊美

財政課長 茅根 政雄

財政課長補佐 石井 宇史

産業部長 篠原 英二

農政課長 平野 敦史

農政課長補佐 金野 公則

商工観光課長 浅野 和好

商工観光課長補佐 川崎 慶樹

建設部長 玉川 秀利

土木課長 今瀬 博之

土木課副参事 平野 正行

土木課長補佐 海野 英樹

都市計画課長 海老沢美彦

都市計画課長補佐 高塚 佳一

建築課長 渡邊 勝巳

建築課長補佐 岡本 哲也

上下水道部長 中庭 康史

下水道課長 根本 雅美

下水道課長補佐 澤島 克彦

水道課長 箕川 覚

水道課長補佐 矢崎 忠

水道課総務G長 秋山 洋一

農業委員会事務局長 根本 実

農業委員会事務局長補佐 平野 敏

会議に付した事件

- (1) 議案第6号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第7号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第9号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第12号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第13号 平成30年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算

(第1号)

…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第15号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 議案第19号 平成31年度那珂市下水道事業特別会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(9) 議案第21号 平成31年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(10) 議案第24号 平成31年度那珂市水道事業会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

(11) 議案第28号 市道路線の認定について

…原案のとおり可決すべきもの

(12) 議案第29号 市道路線の変更について

…原案のとおり可決すべきもの

(13) 産業建設常任委員会の調査事項について

…来年度の調査事項について協議

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 皆様おはようございます。

今定例会で新たに小池委員、石川委員、關委員が加わりまして、新体制での初めての産業建設常任委員会となります。本年1年間皆様にいろいろお世話になると思っておりますけれども、どうかよろしく願いいたします。

また、本日は東日本大震災より8年目となります。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

なお、本日の議案審議につきましては、あくまでもお手元にある議案書に基づいての審議となりますので、ご了承くださいませようよろしく願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会に出席ご苦労さまです。

先ほど木野委員長からも話がありましたように、本日、東日本大震災から8年目を迎えます。被災した県内のインフラ整備はほぼ完了に向かっておりますけれども、福島県を中心とした避難者が県内でも約3,362名の方がまだこの県内におられるということで、大変な思いをしているなど感じております。

自然災害はいつ起こるかわかりません。東日本大震災を風化させることのないように、今後も防災体制の強化、さらに減災に向けての今後の対応をしていただければと思っております。

本日の委員会での審議内容につきましては、議案12件、委員会の調査事項1件、計13件でありますので、慎重なる審議を木野委員長のもとでよろしく願いをいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。ご苦労さまです。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員の皆様には、産業建設常任委員会ご出席大変お疲れさまでございます。

執行部からは本日の議案につきましては、新年度の予算を中心といたしまして12件の案件でございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。平成31年度予算の説明の際は、まず課名と出席者名を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べてから説明してください。

歳入については款及び項まで、歳出については款、項、目までの説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要な場合は、その説明を加えてください。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に10部提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

初めに、議案第9号 平成30年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたし

ます。

財政課より一括してご説明願います。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算 1 ページをお願いいたします。

議案第 9 号 平成 30 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正になります。

追加として、5 款農林水産業費、1 項農業費、土地改良基盤整備事業 150 万円。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、道路維持補修事業 780 万円、道路改良舗装事業 1,550 万円、橋りょう長寿命化修繕事業 2,000 万円、2 項河川費、両宮排水路整備事業 9,870 万円、3 項都市計画費、下菅谷地区まちづくり事業 2,240 万円、菅谷市毛線街路整備事業 6,206 万 1,000 円。

次のページになります。

第 3 表、地方債補正。

2 段目、変更になります。上から 2 番目の農業生産基盤整備事業から 7 番目の上宿大木内線街路整備事業までの 6 事業となっております。いずれも額の確定によるものでございます。

17 ページをお願いいたします。

中段になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 200 万円の減、3 目農業振興費 300 万円の減、5 目農地費 1,461 万 7,000 円の減。

18 ページをお願いいたします。

6 目地籍調査費 1,466 万 5,000 円の減、8 目経営所得安定対策費 639 万 3,000 円。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費 267 万円の減。

19 ページになります。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、2 目道路維持費 516 万 3,000 円の減。

7 款土木費、3 項都市計画費、2 目土地区画整理費 557 万 1,000 円の減、4 目街路整備費 2,808 万円の減。

24 ページをお願いいたします。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金、国庫負担金等返納金として、農政課関係で 5 万 6,000 円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩(午前10時09分)

再開(午前10時10分)

委員長 再開いたします。

下水道課が出席しております。

議案第12号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 下水道課長の根本でございます。ほか3名の職員が出席しております。よろしくお願ひします。

議案第12号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

下水道事業特別会計補正予算書3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費になります。

款項、事業名、金額の順に説明いたします。

2款下水道建設費、1項下水道建設費、那珂久慈流域下水道事業1,093万5,000円。

4ページをお開きください。

第3表、地方債補正、変更になります。

起債の目的、補正後の限度額の順に説明します。

公共下水道事業5億5,170万円、流域下水道事業1,830万円。

続きまして、6ページをお開きください。

歳入になります。款項、補正額の順に説明します。

1款分担金及び負担金、1項負担金1,702万3,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 30 万円の減。

4 款県支出金、1 項県補助金 130 万円の減。

6 款繰入金、1 項繰入金 8,000 万円の減。

7 款繰越金、1 項繰越金、6,644 万 4,000 円。

9 款市債、1 項市債、5,390 万円の減。

7 ページをお願いします。

歳出になります。款項目、補正額の順に説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2,829 万 3,000 円、2 目維持管理費 1,530 万 9,000 円。

2 款下水道建設費、1 項下水道建設費、1 目公共下水道費 8,600 万円の減。2 目流域下水道費 963 万 5,000 円の減。変更の主な理由としまして、公共下水道事業におきまして入札差金や確定見込みによります委託料、工事請負費及び補償金の減額でございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連におきまして、基金繰り入れや市債等をそれぞれ減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

福田委員 6,600 万円の繰越金がありますけれども、これはどういう理由でこれだけの繰越金が出たんですか、これは。

下水道課長 7 款の繰越金でございますが、前年度繰越額の確定による増でございますが、実質収支額 8,329 万 4,185 円が実質収支額となっておりまして、それから予算額のを引いた分を最終の補正で計上したものでございます。

福田委員 それと、差金というのはどれぐらいあるのですか。

下水道課長 最近是一般競争入札及び指名競争入札で行っておりますけれども、予定価格に対しまして入札請負比率というものが、残ったものが請負差金になりますけれども、大体九十二、三％ですから、7％から8％が請負差金となっております。

福田委員 パーセントはわかったけれども、金額は。

下水道課長 補正の減額の金額になりますので、3,000 万円でございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号 平成 30 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第 1 号) 議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 議案第 13 号 平成 30 年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第 1 号) についてご説明します。

農業集落排水整備事業特別会計補正予算書 3 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債補正、変更になります。起債の目的、補正後の限度額の順に説明します。

農業集落排水整備事業 2 億 8,410 万円。

続きまして、5 ページをお開きください。

歳入になります。款項、補正額の順に説明します。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 1,217 万 5,000 円の減。

4 款県支出金、1 項県補助金 156 万円の減。

7 款繰越金、1 項繰越金 3,852 万 2,000 円。

9 款市債、1 項市債 6,010 万円の減。

6 ページをお願いします。

歳出になります。款項目、補正額の順に説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2,118 万 7,000 円、2 目維持管理費 150 万円。

2 款農業集落排水整備事業費、1 項農業集落排水整備費、1 目農業集落排水整備費 5,800 万円の減。

変更の主な理由でございますが、農業集落排水整備事業におきまして、入札差金や確定見込みによる委託料、工事請負費及び補償金の減額でございます。また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連におきまして国庫補助金や市債等をそれぞれ減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算(下水道課所管部分)を議題といたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費について執行部よりご説明願います。

下水道課長 予算書 90 ページをお開きください。

款項目、予算額の順に説明します。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費、下水道課所管事業につきましては、次の 91 ページになります。中段の浄化槽設置補助事業 2,565 万円でございます。

内容につきましては、合併浄化槽設置補助 66 基分と単独浄化槽撤去補助分 20 基分並びに来年、平成 31 年度より創設されました単独浄化槽から転換を促進させるため、宅内配管工事費の補助 10 カ所分の補助金になります。

事業内容につきましては、主要事業説明書の 111 ページになります。

説明は以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

福田委員 合併浄化槽は補助金何基分ですか。

下水道課長 全体で 66 基分を予定しておりまして、内訳でございますが、5 人槽が 55 基分、7 人槽が 10 基分、10 人槽が 1 基分、合計 66 基分を予算計上してございます。

福田委員 単独槽が 20 基。

下水道課長 単独浄化槽の撤去につきましても補助を出しておりますが、その撤去の分の見込みの基数としまして 20 基分を計上しております。

福田委員 今回、指定区域にした中台地区、こういうところというのは合併浄化槽は該当しないよね。

下水道課長 合併浄化槽の設置補助対象区域外としておりますのは、下水道の整備区域及び農業集落排水の整備区域については合併浄化槽の補助としておりません。

ご質問の中台地区につきましては、まだ下水道につきましては未計画地区という形でございますので、その場合については合併浄化槽の補助をしているところでございます。

福田委員 だから、いわゆる合併浄化槽設置の補助を出していながらも、合併浄化槽ができないところというのが中台地区と違いますか。この合併浄化槽の場合というと、排水路が

なければ合併浄化槽というのは設置できないでしょう。中台地区、今度指定区域にしたあの辺というのはどっちかという浸透式と違うの。そういう浸透式のところへ合併浄化槽の補助が出せる区域としても意味がないんじゃないですか、これは。

下水道課長 合併浄化槽につきましては、補助を受けるに当たって、その浄化槽から出た放流先が道路の側溝があれば側溝の同意書を添付すれば側溝に接続すると。または、そういった放流先がない場合につきましては、宅内でやっぱり蒸発散槽であるとか、または、浸透式であるとか、そういった施設をつければ、合併浄化槽として設置する補助としても出しているという状況になってございます。

福田委員 これは放流先がないから言っているんですよ。だから質問をしているの。そういうところを指定区域にして、いわゆる合併浄化槽の補助は対象ですよと言いつつも、そこに合併浄化槽を設置するだけの排水路、そういうところがないところなんですよ。違いますか。そこへ補助を出すと言ったって、これ無理でしょう。あそこは排水路ありますか。

下水道課長 地区によっては、やはりご指摘のとおり排水先が、道路の側溝及び排水路等がない地区等もあるというのは承知しているところでございます。

それで、新築の場合等に限りましては、確認申請を取っているいろんな地区に家を建てるといって形になってございますけれども、その場合、やはり最近皆さん合併浄化槽で建てられるのが通常でございまして、確かに排水先はないところ、あるところございまして、まずはその合併浄化槽を入れて、敷地内処理かまたは放流先を設けるかというのはその地区その地区という判断になってございます。

福田委員 課長、そこまで言うのであれば、じゃ中台地区の今回の指定区域、ここで合併浄化槽が使える、そういうところというのは何%ぐらいありますか。それから、使えない、合併浄化槽じゃなくて浸透式のところは何%ぐらいありますか、相対的に。

これを比較したならば、合併浄化槽というのはあそこでは無理なんですよ。そうでしょう。パーセントでどれぐらい合併浄化槽が可能なところありますか。いくらもないわけですよ。

資料がなければいいですけど、我々の認識では、合併浄化槽というのはあの地域は不可能ですよ。いわゆる放流先がない。ですから、やはり単独槽で浸透式、浸透式しか該当しないというようなことを、こういうことは下水道課でよく把握しているわけだけどもね。

いずれにしても、あそこでは合併浄化槽というのは私は無理だと思う。そういうところに合併浄化槽の区域としてあそこは該当しますよといってもこれは意味がないと思うんですよ、余り。むしろ、それよりはあそこの地域にはこの浸透式、そういうことでこの単独槽というのかな、そういうやつをふやすこと、基数を。そういうことのほうが効率的と違いますか。私はそういうふうと思うんですがどうですか。

下水道課長 合併浄化槽につきましては大きく分かれて単独浄化槽と合併浄化槽とございます。

昭和の終わりから平成の初め、やはりトイレの水洗化ということで、トイレの水洗のみを扱っているのが単独浄化槽という形になってございまして、単独浄化槽をお使いのご家庭においては、お風呂や台所等の水についてはそれぞれ浸透式でやっているという形がございます。

昨今、水質保全、公共水質の保全の観点から考えますと、やはりトイレの水洗化だけではなく、単独浄化槽や、またはくみ取りの部分について、転換して汚水処理人口といえますか、それをふやすという施策というのも国のほうでも考えているところでございます。

ですから、まだ合併浄化槽を使っていないお宅、くみ取り槽であるとか、または単独浄化槽のお宅が、いろんな地区に一定数おると。それについても下水道区域にしてもそうなんです、それまでの間ある程度合併浄化槽のほうに転換というのも視野に入れながら今後進めていかなければならないというように考えてございます。

福田委員 我々がこういう質問をするというのはどういう意味かということ、私も産業建設常任委員会の委員として長いことやってきて、全くこの下水道については先が見えていない、不透明である。片やこの市街化区域も下水道の老朽管がもう出てきている。もう既に四十数年前に供用開始されているところ、それから、この下水道に対して計画がいわゆる全く立っていない、そういうところのこの格差、これが大きな私は問題だと思いますよ。地域によって計画が全然立っていないところ、こういうところが大分あるでしょう。この格差というのをいかに、やはりその地域に対してどういう説明をしていくのか、その計画が全く立っていないんですよ。

いくら課長、部長がかわっても、こういう質問をすると、言うことは大体同じ。

副市長、どうですか。

副市長 福田委員のおっしゃるのはよくわかります。当然計画も立てた上で、今、事業を進めております。これについても東日本大震災があつて最初の計画から見ると5年ほどおくられておるといってございまして、そこは順次、御存じのようにこの下水道事業、今でも年間10億円からの工事をしておりますので、非常に経費がかかるということで、そこはご理解をいただきたいと思うんですが、単年度に何十億円とかけるわけにも正直ございませぬので、そこは順次やって、当然中台地区の今おっしゃったようなところについては確かに問題があると思います。そういう意味では、合併浄化槽の補助がある以上は、中台地区は除くというようなことは基本的にできないわけで、そこはもう早目に公共下水道、次回の計画のところには入れていくという方法しか現段階ではないのかなと思っておりますので、そこは全く計画がないということではなくて、今の計画をまず終わらせた次の段階での見直しのところにそういった部分を入れていくという方法になるかと思っておりますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思っております。

福田委員 我々、市民の皆さんから、そういう地域の方にいつできるんだろうと言われても、全く答えようがない、いわゆる計画が立ってない、こういうことで、我々もやっぱり非常に苦しい立場なんです。それで、少なくとも、ある程度の目安が立たないということ、今、副市長が言った莫大な費用がかかる、我々も理解しています。これは理解していますよ。えらいお金がかかるのはわかるんですが、少なくともやはりこれから先のおおむねでもいいでしょうけれども、ある程度の計画案、こういうものというのをお示しをしていただきたいなど。これは確かに相手があることですから、国あるいは県、でもそこはやっぱり工夫をして、もうちょっとやっぱり透明性のある、そういうことというのが、もうそういう時期に来ているのかなと。私はそういうふうに思って、強いてこの質問をしているわけなんです。この格差というのは大きいよ。そう思わないですか、執行部で。担当の部長どうですか。

ないところのことをもうちょっと理解をしていただきたい。

下水道部長 以前から、福田委員はじめ委員の皆様からは、下水道の計画どうなっているんだというようなお話を頂戴していただき、昨年も委員会のほうでは1年間下水道の計画についていろいろご審議をいただきました。議会のほうからも要望書等もいただいております。その中で、去年もちょっとお示しさせていただきましたけれども、平成33年ごろをめどに、今の下水道の全体計画を再度見直しをしましょうと。その中で、今までどおりの公共下水道で整備をしていく区域と、それを見直して、今ご指摘をいただいた浄化槽の区域に見直すとか、そういった経済比較も含めまして計画の見直しを、今、作業を進めているところでございます。

下水道の審議会も含めて、その中でもご協議をいただいておりますので、新年度になりましたらば、その辺の大まかな流れ等についても議会のほうには報告したいなというふうに考えていますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

福田委員 それ、今、平成33年度見直しをしていくよと、それを本当に早急に、そういう計画をお示しをいただく、そういうことを特に我々としては期待をしますから、その辺をちょっとスピード感をもって、そして対応をしていただきたい。

以上です。

副委員長 まずお伺いしたいのは、私は合併浄化槽推進に賛成なんですけれども、一定のバランスを考えなきゃいけないと思うんです。つまり、広域下水道を使う方の財政負担というか金銭的な負担と、合併浄化槽を使う方の金銭的負担で、どっちかに余り大き過ぎる補助があってもよろしくないかなと思っていただきまして、仮にそういうことをするならばきちとした説明が必要だと思っております。

その観点で、このくらいの金額を補助するというのはどんな計算なんですか。まずそれを。

下水道課長 まず、合併浄化槽の補助でございますけれども、5人槽の場合ですと29万

4,000 円という補助を出しております。これは国、県、市町村の補助金も含めて 29 万 4,000 円という額なんですけれども、この額としまして想定されるのは 4 割が公費負担ですという考えのもとに、29 万 4,000 円を支出しているというような状況になります。

同じく、今度は配管工事費です。単独浄化槽から合併浄化槽に転換を促進させると、このためにはやはり転換をするために配管工事費等の費用の軽減負担というのも国のほうが訴えておられて、基本、国が算定したところによりますと、大体配管工事費、例えば、お風呂や台所からトイレも含めて、合併浄化槽までの配管工事費、それと、その合併浄化槽から側溝等の放流管、または浸透ます等も、工事費が大体国の試算によると四、五十万円ということをごさいます、そのうち公費負担分は 30 万円の上限ということで設定して、それに対して補助をしていくということをごさいます。

副委員長 広域下水道につなげるときは宅内の配管の補助というのではないでしょう。その差というのはどういう考えなのかお伺いしたい。

下水道課長 公共下水道に接続する、または、供用開始する際に、下水道工事に対する建設負担金として受益者負担金というのを徴収してごさいます。その額ですけれども、市街化区域、菅谷を中心にした市街化区域については 500 円、または、調整区域については現在 790 円、1 平米当たりという形で負担金を頂戴しておられて、上限が 39 万 5,000 円の負担金を工事に対していただいているという形になります。

以上です。

副委員長 ちょっと私の聞いたかったのと違うんですが、宅内配管をする設置費用というのは全部自分で持たなきゃならないと違いませんか。

下水道課長 ご指摘のとおり、配管工事費については自費でのご負担という形になります。

副委員長 ということは、この配管工事の補助というのは、合併浄化槽設置そのものにつくんですか、それとも単独処理のものを撤去して合併浄化槽にかえる場合だけなんですか。

下水道課長 合併浄化槽の補助でございますが、現在のところ、これ新設補助、新しく家を建てて合併浄化槽を設置する場合と、あとは、今現在単独浄化槽やくみ取り槽のお宅で、家が古くなって建てかえて合併浄化槽を設置する場合、または、現在のお住いのままでくみ取り槽や単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、いずれの場合についても合併浄化槽の補助というものは出しております。

単独浄化槽の撤去費につきましては、あくまで単独浄化槽を使っている方が転換で、合併浄化槽に転換する場合については単独浄化槽の撤去費の補助をしているところでございます。

配管工事費の補助につきましては、現在、単独浄化槽から合併浄化槽にする場合、浄化槽の補助しか今のところ補助していないところでございますけれども、転換を促進させるために配管工事費の分については単独浄化槽から転換の場合について補助をするという形でございます。

副委員長 転換ということですね、転換の場合。わかりました。

ちょっと私、自分も合併浄化槽やっていて、放流先がないんです。だけれども、地質とかの条件が合えば十分浸透でできるんですね。中台地区の事情はよくわかりませんが、合併浄化槽で浸透なり放流なりできないということは、同様に雨水についても困っているということじゃないですかね。そうすると、総合的に考える必要があるかなど、一般の排水も含めて。

ですから、将来の見直しのときに、ぜひ、下水道だけあるいは雨水等の排水だけというふうに考えるんじゃなくて、総合的な視点で、同時にできるかどうかは別にして、ぜひ進めていただきたいと思っています。

実際には合併浄化槽にしたほうが浸透はよくなるんですよ。全然違います、普通は。詰まらないです。浸透装置がちゃんとしたやつだったら。ただ、地下水位が高ければなかなかそうもいかないの、地質、その地域の条件によっていろいろ考えてやる必要があるかなどと思っています。

以上です。

福田委員 ちょっとこの特殊な配管工事の補助事業、これは問題はない、地権者から。

これ何でかという、何年前だったろう、群馬県の視察行ったところ……

(「太田」と呼ぶ声あり)

福田委員 太田市じゃなくてもう1カ所行った。

(「富岡」と呼ぶ声あり)

福田委員 富岡市。ここでやっぱりこの補助事業をやったんですよ。そうすると、敷地内、自分の土地でありながら役所が管理をするということにえらい抵抗があると。こういうことを我々視察に行って伺ってきたんですよ。那珂市ではそういうことないですか。

下水道課長 今のお話の件なんですけれども、富岡市等は合併浄化槽の扱いについても個人が設置する個人設置型の合併浄化槽というのがありまして、また一方で、市町村が合併浄化槽まで管理をして、そのかわり使用料等を徴収する市町村設置型の合併浄化槽というのがあるかと思います。

でも基本は配管工事費につきましては、今の現行のとおり、那珂市としましては、個人設置型の合併浄化槽の補助ということで、浄化槽に転換させるために補助金の上乗せをします。ですから、単独浄化槽からやはり配管工事費等も含めると、その工事費が結構お金がかかるということで、単独浄化槽からなかなか合併浄化槽の転換が進んでいないというような全国的な流れになってございまして、そういったことから、個人負担を軽減させるべく、こういった制度が国のほうでできまして、市のほうもそれに準じて補助をしていきたいというように考えております。

福田委員 ちょっと、意味が違うんだよね。

下水道部長 先ほど福田委員からお話いただきました群馬県の富岡市、ここは市町村設置型と

いいまして、役所が個人にかわりまして合併浄化槽を、市民のお宅の土地をお借りしまして工事をして、その後まで管理をするというタイプの市町村型の合併浄化槽です。

那珂市の場合は、それを市町村型ではなくて、今までどおり個別で、市民の方が個別で合併浄化槽を設置いただくというような事業でございますので、それに対して市が補助金を出すということです。放流管、宅内の配管について管理者はといいますと、富岡市の場合は市、那珂市の場合は個人ということで、財政負担だけ、補助金だけを市が今回支援しようということで、新年度から始めるということでございます。

福田委員 那珂市と富岡市の場合には今説明を受けたようにちょっと違いはありますけれども、いわゆる自分の敷地であって、市に管理されているということに対してすごく抵抗感を感じる、そういう家庭が多いというようなことを、富岡市ではそういうことを言っている地権者がいたということ。

それで、那珂市の場合にはこの配管工事の補助というのは上限あるんですか。1基当たりに対しての補助。

下水道課長 1カ所当たり上限30万円という形になってございます。

福田委員 そうすると、これ、今回計上されているのはこれ300万だね。そうすると10基分だけだね。もっと安いところもあるだろうけれど、限度額で言えば10基分だけだね。なるほど。これ前年度の場合はどうだったんですか。

下水道課長 単独浄化槽から転換した事例としましては、今年度で3件ございました。平成29年度で4件、平成28年度で7件という状況でございました。

そういった状況を踏まえまして、これからそういった制度ができるものですから、プラスアルファを考えまして、予算計上は当初としまして10カ所分を計上したところでございます。

福田委員 わかりました。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

なお、5款農林水産業費、1項農業費、7目集落排水整備費及び7款土木費、3項都市計画費、4目下水道整備費については繰出金のため、繰り出し先の各特別会計予算の説明時に説明をいただく形で進行いたします。

続きまして、議案第19号 平成31年度那珂市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出について執行部より一括してご説明願います。

なお、歳入の説明に当たっては、一般会計の7款土木費、3項都市計画費、4目下水道整備費についてもあわせてご説明願います。

下水道課長 予算書の117ページをお願いいたします。下段になります。

7 款土木費、3 項都市計画費、4 目下水道整備費 6 億 547 万 3,000 円、一般会計から下水道事業特別会計への繰入金になります。

続きまして、219 ページをお願いいたします。

下水道事業特別会計、歳入になります。款項、予算額の順に説明します。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金 5,338 万 1,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 4 億 8,783 万円、2 項手数料 41 万 2,000 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 2 億 3,200 万円。

4 款県支出金、1 項県補助金 200 万円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 1,000 円。

220 ページをお開きください。

6 款繰入金、1 項繰入金 6 億 8,547 万 3,000 円。さきに説明いたしました一般会計の繰入金 6 億 547 万 3,000 円及び下水道事業基金から 8,000 万円の繰入金になります。

7 款繰越金、1 項繰越金 1,000 万円。

8 款諸収入、1 項諸収入 3,000 円。

9 款市債、1 項市債 6 億 7,890 万円。

続きまして、221 ページをお願いします。

歳出になります。款項目、予算額の順に説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 9,227 万円。

続きまして、222 ページをお願いします。

下段になります。

2 目維持管理費 2 億 4,700 万 2,000 円。主にマンホールポンプ施設等の光熱費、修繕料及び施設管理委託料並びに那珂久慈流域下水道への汚水処理料として支払います維持管理負担金になります。

続きまして、223 ページをお開きください。

2 款下水道建設費、1 項下水道建設費、1 目公共下水道費 9 億 4,734 万円。主に額田北郷地区、額田南郷地区、五台地区、戸多地区、中里地区、菅谷地区におけます管路施設等の調査設計費として 9,324 万円、工事請負費としまして 7 億 7,216 万円を計上したものにります。

続きまして、224 ページをお開きください。

下段になります。

2 目流域下水道費 2,596 万 8,000 円。

225 ページをお開きください。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金 6 億 7,242 万 4,000 円、2 目利子 1 億 6,217 万 5,000 円。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 282 万 1,000 円。

事業内容につきましては、主要事業説明書の 112、113 ページになります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

福田委員 この件でちょっとお尋ねしたいのは、この下水道維持管理費あるいは流域下水道の維持管理費。これというのはいわゆる下水道が整備されていないところの市民の皆さんもこの維持費については支払いはしているわけでしょう。これ税でやっているわけですから。どうなんですか。

下水道課長 維持管理費に係る経費の原資としまして、下水道使用料から充てているところがございます。

福田委員 ということは、整備されていないところは負担はされていないということですか。

下水道課長 お話のとおり、下水道を使用している家庭からいただいている使用料、下水道使用料、そちらのほうからこの維持管理負担金を出しているということでございます。

福田委員 どうも課長、くどいね。単刀直入に言ってくださいよ。

下水道課長 下水道を使用しているご家庭からの分だけで、使っていないところからはここにはお金は出ておりません。

福田委員 わかりました。当然だよ、これね。

委員長 ほかございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 19 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 21 号 平成 31 年度那珂市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

歳入歳出について執行部より一括してご説明願います。

なお、歳入の説明に当たっては、一般会計の 5 款農林水産業費、1 項農業費、7 目集落排水整備費についてもあわせてご説明願います。

下水道課長 初めに、一般会計から説明いたします。予算書の 103 ページをお開きください。上段になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、7 目集落排水整備費 2 億 5,718 万 5,000 円。一般会計から農業集落排水整備事業特別会計への繰入金になります。

続きまして、251 ページをお願いいたします。

農業集落排水整備事業特別会計、歳入になります。款項、予算額の順に説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 1 億 217 万 9,000 円。対前年と比べまして 9,763 万 4,000 円の増を見込んでおります。これは酒出地区におきまして、新規賦課分を計上したことによるものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 7,671 万 4,000 円、2 項手数料 6 万 1,000 円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 1 億 6,700 万円。

4 款県支出金、1 項県補助金 4,602 万 7,000 円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 24 万 6,000 円。

続きまして、252 ページをお願いします。

6 款繰入金、1 項繰入金 3 億 577 万円。さきに説明いたしました一般会計からの繰入金及び農業集落排水事業基金からの繰入金になります。

7 款繰越金、1 項繰越金 1,000 万円。

8 款諸収入、1 項諸収入 3,000 円。

9 款市債、1 項市債 4 億 2,000 万円。

続きまして、253 ページをお願いします。

歳出になります。款項目、予算額の順に説明します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 9,328 万 8,000 円。

続きまして、254 ページをお願いします。

2 目維持管理費 1 億 1,628 万 8,000 円。主に 6 地区の処理施設及びマンホールポンプの施設の光熱費、修繕料及び施設管理の委託料になります。

2 款農業集落排水整備事業費、1 項農業集落排水整備費、1 目農業集落排水整備費 6 億 1,958 万 8,000 円。主に酒出地区の管路施設等の整備費になります。

続きまして、256 ページをお願いします。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金 2 億 2,790 万 9,000 円、2 目利子 6,902 万 6,000 円。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 190 万 1,000 円。

事業内容につきましては、主要事業説明書 114、115 ページになります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 21 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

再開を 11 時 10 分とします。

休憩 (午前 11 時 00 分)

再開 (午前 11 時 10 分)

委員長 再開いたします。

水道課が出席しております。

議案第 6 号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

水道課長 水道課長の箕川でございます。ほか 3 名の職員が出席しております。よろしくお願
いします。着座して説明させていただきます。

それでは、議案第 6 号について説明をします。議案書 29 ページをお開き願います。

議案第 6 号 那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

技術士法施行規則第 11 条表中において、「水道環境」が「上水道及び工業用水道」に統合されたことを受け、条例当該箇所の訂正を行うものです。

30 ページについては条例の案になります。

続きまして、31 ページが改正後、改正前の表になります。

32 ページをお願いいたします。概要についてご説明申し上げます。

那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の概要。

改正の理由です。

技術士法第 4 条第 1 項に規定する第 2 次試験における上水道部門の合格者の要件の水道

該当部分の選択科目が変更になったことに伴い、那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する。

改正本文です。

第3条、布設工事監督者の資格。

改正概要です。

技術士法第4条第1項の規定による第2次試験における上下水道部門の合格の要件のうち、水道該当部分の選択科目の要件から水道環境を削る。

改正条例の附則です。

第1項、施行期日。平成31年4月1日から施行する。第2項、経過措置。この条例の施行の前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門にかかわるものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は、この条例による改正後の那珂市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第8項の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第24号 平成31年度那珂市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部より一括してご説明願います。

水道課長 それでは、議案第24号 平成31年度那珂市水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

予算書は別冊の薄いものになります。よろしく申し上げます。

それでは、5ページをお開き願います。

議案第24号 平成31年度那珂市水道事業会計予算。以下、詳細な金額については25

ページよりご説明いたします。

それでは、25 ページをお開き願います。

平成 31 年度那珂市水道事業会計予算明細書。

収益的収入。款項、予算額の順でご説明いたします。

1 款水道事業収入 11 億 7,573 万 9,000 円。

1 項営業収益 11 億 748 万 2,000 円、2 項営業外収益 6,825 万 5,000 円、3 項特別損益 2,000 円。

続きまして、26 ページをお願いします。

収益的支出でございます。款項目、予算額の順でご説明します。

1 款水道事業費 10 億 9,867 万 8,000 円、1 項営業費用 10 億 5,193 万円、1 目原水及び浄水費 5 億 3,359 万 4,000 円。

次、右側、27 ページになります。

2 目配水及び給水費 5,128 万 4,000 円。

4 目総係費 1 億 6,214 万 1,000 円。

次、29 ページをお願いします。

5 目減価償却費 3 億 191 万円、6 目資産減耗費 300 万 1,000 円。

次、30 ページをお願いいたします。

2 項営業外費用 2,611 万 3,000 円、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2,111 万 2,000 円、2 目消費税 500 万円、3 目雑支出 1,000 円。

3 項特別損失 63 万 5,000 円、1 目固定資産売却損 1,000 円、2 目過年度損益修正損 63 万 4,000 円。

4 項予備費 2,000 万円、1 目予備費 2,000 万円。

次に、資本的収支についてご説明いたします。

31 ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

款項、予算額の順でご説明します。

1 款資本的収入 8 億 1,757 万円。

1 項出資金ゼロ、2 項工事負担金 1 億 1,757 万円、3 項企業債 7 億円。

続きまして、32 ページをお願いいたします。

資本的支出についてご説明いたします。

款項目、予算額の順でご説明いたします。

1 款資本的支出 12 億 1,134 万 8,000 円。

1 項建設改良費 11 億 6,964 万 9,000 円、2 目配水施設費 3 億 9,411 万円、3 目浄水施設費 7 億 2,964 万円、4 目総係費 4,067 万 2,000 円。

右側、33 ページをお願いいたします。

5目固定資産購入費 162万1,000円、6目車両購入費 20万円、7目水利権取得費ゼロ、8目施設利用権 340万6,000円。

2項企業債償還金 5,169万9,000円、1目企業債償還金 5,169万9,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

副委員長 配水等の設備で老朽管更新事業というのが入っています。これって大体何年ごろに設置したやつが対象になっているのでしょうか。

水道課長 老朽管と呼ばれるものは40年以上経過した管を老朽管というふうに呼んで更新しております。

副委員長 というのは年数で考えていて、実際に何か漏れが多くなったとかそういうのとは見えてなくて、単純に年数で交換時期と判断してやっているということではないんですか。

水道課長 40年が経過してすぐ水道管が使えなくなるということではございませんので、漏水等の調査をしながら、重点箇所を調査し、その箇所から順次更新事業を行っていくということになっております。

副委員長 とすると、実際に漏水とかと実際の年数と両方考えた上で計画立ててかえていくということよろしいですか。

水道課長 そのようになります。

委員長 ほかがございますか。

福田委員 車両購入費 20万円、これ 20万円で買える車なんですか。

水道課長 車両購入費の中にはタイヤの購入費も含まれていますので、今年度車両は購入しないですけれども、やっぱり冬用のスタッドレスタイヤ等を購入する項目として車両購入費という中でタイヤの購入を見込んでいるということです。

福田委員 そうすると、車両を買うんじゃなくて、いわゆるタイヤを買うのが 20万円なんですか。

水道課長 そのとおりでございます。

福田委員 その場合には車両購入費という名目というのはちょっとおかしいんじゃないかな、これ。

水道課総務G長 款項目の話になってきてしまうんですけれども、固定資産のほうで減価償却をするのに車両購入費ということで同じところから買っているような形になります。

委員長 説明もう一度いいですか。

水道課総務G長 減価償却費というのになるんですけれども、その資本的支出のほうで購入しているものというのは減価償却費に当てはまるものでして、車両購入費ということでタイヤのほうも車両部分の購入費ということになりまして、減価償却をするものになってくるので同じところから購入するような形になっております。

福田委員 ちょっと、何か意味がよくわかんないんだけど、これは単なる備品だよ、車の。そうでしょう。だけれども、車両購入費という車両ということになると、車買ったのかなど、そういうふうを感じるよね。今までもこれでしたか。過去もこういう項目で出していましたか。

（「一般会計とは違う」と呼ぶ声あり）

福田委員 いや、一般会計と違っても、特別会計であってもこれじゃちょっとわかりづらいね。
委員長 暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 25 分）

再開（午前 11 時 26 分）

委員長 再開いたします。

水道課長 ただいまの説明ではそのような理解をされてしまうことも懸念されますので、今後は、節とか説明の中ではっきりタイヤ購入ならタイヤ購入とわかるような項目をつけていきたいというように思っております。

福田委員 例えば、これは車両購入費でもいわゆるタイヤの部分ですよというような説明があれば、ああそうかと、こうなるんだけど、ただこれだけでは、20 万円の車、直観的にそういうふうを感じるよね。わかりました。

關委員 同じ質問だったんですけど、よくわかったんですけど、であるならば、説明の右端のところと同じ自動車購入費じゃなくてタイヤ購入費というふうに明記すればいいだけの話じゃないですかね。そういうふうに思うんですけども。

水道課長 そのとおり今後訂正したいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長 ほかがございますか。

（「説明のところに入れたほうがいい、一番右の欄に」と呼ぶ声あり）

委員長 よろしいですか。

ほかになければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第 24 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午前 11 時 28 分）

再開（午前 11 時 30 分）

委員長 再開いたします。

土木課が出席しております。

議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算（土木課所管部分）を議題といたします。

まず、5 款農林水産業費の所管部分について執行部よりご説明願います。

土木課長 土木課長の今瀬でございます。よろしく願いいたします。ほか 5 名の職員が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、予算書の 99 ページをお開き願います。

それでは、99 ページの下段になります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農地費、この目のうち土木課所管分につきましては、次のページの説明の欄にございます湛水防除施設維持管理事業でございます。平成 31 年度予算につきましては 782 万 4,000 円でございます。この事業につきましては、久慈川沿いに設置されています 3 カ所の排水機場の維持管理のための費用でございます。

続きまして、予算書 102 ページをお開き願います。

6 目地籍調査費、本年度予算額 3,610 万 6,000 円でございます。木崎地区の地籍調査とそれに伴う地籍調査の事務費になります。昨年度に比較しまして 2,440 万 2,000 円の減額となっております。理由としましては、地籍調査業務の効率化を図るために、現在進めています木崎、額田 2 地区の事業のうち、まず先行して着手しています木崎地区の地籍調査業務を重点的に進めまして、効率を図るということで、事業の見直しによるものでございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

副委員長 木崎地区の地籍調査、それから額田地区の地籍調査なんですが、前にいろいろ法務局との関係でいろいろやり方が混乱していたという話を聞いていたんですが、それはどうなったのでしょうか。

土木課長 現在、同じように進めておりまして、明確な回答というか、方向性はまだ正式には決まっておりません。ですので、今後改めて調整しまして、事業のほうに取り組んでいきたいというふうに考えております。

副委員長 大体こんなやり方という形は決まりつつあるということですか。まだ確定、完全にこれでいけるという、こういうやり方でいいというふうに決まっていなくても、というふうに解釈していいんですか、今の回答は。

土木課長 現在進めています地区につきましても一部修正とかそういった話が出ていますので、そういった部分も含めて提出する段階に持っていくということで、調整はしておりますので、まだ確定して、全部こういうふうにしてほしいという部分まではまだいってお

りません。

委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

(なし)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

続きまして、7款土木費及び10款災害復旧費の所管部分について執行部より一括してご説明願います。

土木課長 それでは、予算書110ページをお開き願います。

7款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、本年度予算額2億1,041万9,000円でございます。昨年度に比較しまして772万5,000円の減となっております。理由としましては、職員の人件費の減でございます。

続きまして、111ページをお開き願います。

2目道路維持費、本年度予算額2億6,948万5,000円でございます。昨年度に比較しまして1,542万5,000円の増額となっております。これにつきましては、維持補修における工事請負費、道路清掃事業における除草の委託費を増額したものでございます。

続きまして、113ページをお開き願います。

中段になります。

3目道路新設改良費、予算額3億3,348万5,000円でございます。昨年度に比較しまして1,098万3,000円の減となっております。理由としましては、工事請負費、それに伴います土地購入費及び補償費を減額したものでございます。

同じく、113ページ下段になります。

4目橋りょう維持費でございます。予算額2,395万7,000円でございます。昨年度に比較しまして172万7,000円の減となっております。理由としましては、橋りょう点検の委託費の減によるものでございます。

続きまして、114ページをお開き願います。

7款土木費、2項河川費、1目河川総務費でございます。予算額120万円でございます。

続きまして、同じページでございます。

2目河川維持費、予算額270万8,000円でございます。

続きまして、164ページをお開き願います。

10款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、1目現年度災害でございます。予算額1万円でございます。費目存置でございます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 28 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

土木課長 それでは、議案書の 57 ページをお開き願います。

議案第 28 号 市道路線の認定について。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

58 ページの表をごらんいただきたいと思います。

整理番号の順にご説明しまして、60 ページからそちらに関する位置図が入っておりますので、申しわけありませんけれども、表の中身を報告した後、位置図のほうの説明をさせていただきます。

整理番号 1、路線番号 8-3125、起点、那珂市菅谷字杉原 699 番 9 地先、終点、那珂市菅谷字杉原 699 番 2 地先。こちらにつきましては 60 ページをごらんいただきたいと思います。

場所につきましては、左側に縦の線が入っていますが、これが国道 349 号線のバイパスになります。その道路沿いの左上のほうに消防署がありまして、その南側に位置する箇所でございます。こちらにつきましては、開発行為による道路ができましたので、そちらのほうの道路の認定ということになります。

58 ページの表のほうにお戻りいただきたいと思います。

整理番号 2、8-3126、起点、那珂市菅谷字一の関 4547 番 18 地先、終点、那珂市菅谷字一の関 4547 番 13 地先。これにつきましては、61 ページの位置図になります。

地図の上側にグラウンドと書いてありますが、こちらが菅谷西小学校のものになります。菅谷西小学校の南側に位置する箇所でありまして、こちら宅地開発によります道路ができましたので、そちらの道路ということになります。

すみません、また 58 ページをお願いいたします。

整理番号 3、8-3127、起点、那珂市菅谷字下宿東 3280 番 3 地先、終点、那珂市菅谷字下宿東 3280 番 8 地先。62 ページになります。

地図の左側の縦の線が国道 349 号線の旧道になります。下側から、その国道 349 号線の旧道から南側、右手のほう側に道路があると思いますけれども、ちょうどこちらが鹿島神社へ向かう道路になります。その道路の南側にできました道路で、こちらにつきましても宅地開発による道路の認定でございます。

では、続きまして、また 58 ページの整理番号 4 になります。8-3128、起点、那珂市菅谷字お津ほ 3906 番 17 地先、終点、那珂市菅谷字お津ほ 3906 番 13 地先。

あわせて、5 番、6 番も同じ箇所ですので、進めさせていただきます。

整理番号 5、8-3129、那珂市菅谷字お津ほ 3906 番 5 地先、終点、那珂市菅谷字お津ほ 3906 番 11 地先。整理番号 6、8-3130、起点、那珂市菅谷字お津ほ 3906 番 19 地先、終点、那珂市菅谷字お津ほ 3906 番 23 地先。

こちらの 3 路線につきましては、63 ページでございます。

右側の縦の線が国道 349 号線のバイパスになります。そのバイパスの上が、左側のところに業務スーパー等が入っていると思いますけれども、その業務スーパー、下菅谷地区の西側の路線になります。こちらにつきましても、宅地開発によります道路ができたということでの認定でございます。

続きまして、58 ページにお戻りいただきまして、7、8、9 の 3 本、同じ箇所ですので、読み上げます。整理番号 7、8-3131、起点、那珂市菅谷字お津ほ 3956 番 16 地先、終点、那珂市菅谷字お津ほ 3929 番 17 地先。整理番号 8、8-3132、起点、那珂市菅谷字お津ほ 3929 番 16 地先、終点、那珂市菅谷字お津ほ 3929 番 24 地先。整理番号 9、8-3133、起点、那珂市菅谷字お津ほ 3931 番 10 地先、終点、那珂市菅谷字お津ほ 3931 番 8 地先。こちらにつきましては、64 ページでございます。

先ほど業務スーパーの西側に認定道路ということの説明いたしましたが、さらにその西側になりまして、下に新しく大井川、水郡線を越える跨線橋ができました北側になります。縦の実線が水郡線になります。水郡線沿いにできました宅地造成されましたところで、3 路線の認定ということでございます。

58 ページに戻っていただきまして、整理番号 10、8-3134、起点、那珂市本米崎字サッカベ 2706 番 1 地先、終点、那珂市本米崎字サッカベ 2704 番 2 地先。こちらにつきましては 65 ページになります。

本米崎地内で右側の四角いところが旧本米崎小学校になっております。その脇のところを市道に抜けるルートとしまして新たにつくりましたので、市道としての認定ということになります。

では、別表に戻っていただきまして、整理番号 11、8-3135、那珂市額田北郷字中川原 1705 番 2 地先、終点、那珂市額田北郷字中川原 2063 番 11 地先。これにつきましては、66 ページになります。

この位置図の上側に久慈川が流れておりまして、国道 349 号線の旧道になります。今、示しています矢印のところにつきまして、自転車歩道ということで、車は通れませんけれども、自転車と歩行者が通れる橋がございます。その脇のところは旧幸久橋になりますけれども、そちらは震災のため通れなくなっておりますので、自転車歩行者道のみ残すということで、那珂市分としまして認定します。北側、上側につきましては、常陸太田市のほうになりますので、那珂市分としての認定ということでございます。

続きまして、整理番号 12、路線番号が 1192、起点、那珂市瓜連字保土通 550 番 5 地先、終点、那珂市瓜連字保土通 554 番 10 地先、こちらにつきましては、67 ページでございます。

す。

左側の縦の線が国道 118 号線、飯田方面から来ましてクロネコヤマトがあるところを入っていきまして、瓜連駅方面に向かう道路になります。斜めの実線が水郡線になります。左側が常陸大宮方面で右側が上菅谷方面でございます。その踏切を渡る前の市道を奥に入りまして、新たに宅地造成されましてできました道路でございます。

認定の路線については以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

關委員 ちょっと基本的なことがわからないんですけれども、認定道路でなければその改修とか保全もできないんでしょうか。ちょっと農道の関係がありまして、農道も全部が認定になっていることはないと思うんです、今の段階で。そうすると、認定されていなければ農道の砂利道なんかも舗装には申請はできないんでしょうか。

土木課長 土木課の管理のほうの中では、まず舗装としましては、生活道路というところが第一条件ということもありまして、農道部分でいくというと、家がない部分ですので、作業するための道路ということであれば、舗装まではせず、碎石とかそういった部分はやる箇所はあるんですけれども、現実的に舗装までということでは正直なところなかなかやっておりますので、認定は大前提なんですけれども。

關委員 ちょっと地域の方から質問が結構ありまして、実際に、農作業道路とはいえ、生活道路的な感覚なんですよ、地域の方々は。そうすると、地域の方は自動車をはじめ、自転車、バイクとか、常に農作業をする、あるいは買い物に行くための生活道路的な感覚でいるんですよ。だから、早く舗装してもらわないと、ちょっと不便を来すという意見をしょっちゅう聞くんですよ。

ですから、今、質問したのは、認定道路じゃなければ舗装にできないのか。それとも、土木課の管轄から、認定道路じゃなければ農政課のほうに管轄が、担当になるのかという、そういう違いはあるんですか。

土木課長 土木課の舗装の整備に関しましては、まず、ほとんどが自治会からの要望等、地元からの申請によるものがほとんどですので、その件数が年間というか、今まで上がってきてまだできていないものが大体 170 本ぐらいございまして、そういった中の申請の部分をまず処理していくのがちょっと大事ということで進めておりますので、なかなか農道といった部分のところまでは、正直なところ、手をつけられないというのが実情でございます。

關委員 ついこの前、中谷原地区というところが、ちょっと東西に抜ける工業団地の道から若干 70 メーターほど拡幅された工事があったんですけれども、それも 3 代ぐらいですか、自治会長が申請をし続けて、20 年間かかったというんですよ。だから……

委員長 すみません、關委員、申しわけないです。一応、議案に関しての質問になりますので、

この委員会では。それに関しましては別のところで、また個人的にお願いいたします。
關委員 そうですか。すみません。後でまたちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 これより討論を終結いたします。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 28 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 29 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

土木課長 それでは、議案書の 68 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 29 号 市道路線の変更について。

道路法第 10 条第 3 項の規定により、市道路線を下記のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

変更につきましては、1 路線になります。

整理番号 1、路線番号 18、変更前起点、那珂市大字下大賀字武具取 522 番 1 地先、終点、那珂市下大賀字竹ノ内 910 番 1 地先。変更後、起点、那珂市下大賀字武具取 517 番 1 地先、終点、那珂市下大賀字竹ノ内 910 番 1 地先。位置につきましては、70 ページの地図をごらんいただきたいと思います。

地図の中央に、途中でちょっと太い線が切れていて申しわけないんですけども、こちらが現在、国道 118 号線で 4 車線化でつながっているところでございまして、その旧道に当たります線が今ある実線になってございます。上のほうに起点の旧と、その下に起点の新とございますが、今回、国道 118 号線が 4 車線化になりまして、バイパスができましたので、今までの旧道につきましては、市のほうに移管されているものですが、旧起点のほうにつきましては、破線のところは、玉川という河川がありまして、橋があるんですが、こちらは今度新しいバイパスができましたので、橋を撤去するということで、その破線の部分につきましては、通行ができなくなるということになりますので、新たに前の起点から新しい起点を設けるもので、路線の変更ということになります。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 29 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 29 号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開を午後 1 時といたします。

休憩 (午前 11 時 58 分)

再開 (午後 1 時 00 分)

委員長 再開いたします。

都市計画課が出席しております。

議案第 7 号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

都市計画課長 都市計画課長の海老沢です。ほか 3 名が出席しています。着座にて説明いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議案第 7 号についてご説明いたします。

それでは、議案書 33 ページをお開きください。

議案第 7 号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてご説明します。

議案第 7 号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例。

提案理由でございます。

水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業の完了に伴い、上菅谷駅前土地区画整理事業特別会計を閉鎖することから、那珂市特別会計設置条例の一部を改正するものでございます。

次のページ申し上げます。

那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例。

那珂市特別会計設置条例 (平成 16 年那珂町条例第 103 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

附則としまして、1番としまして、この条例は平成31年4月1日から施行する。2番としまして、平成30年度上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計に関する出納閉鎖の際、現に未収である、または未払いである債権債務については、一般会計に引き継ぐものとする。

次のページをお願いします。

改正案と現行になってございます。新旧対照表に記載されていますように、現行では6番に上菅谷駅前土地区画整理事業特別会計がございしますが、改正案としまして、7番にありました那珂市後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療事業のほうは6番になるということになります。

以上です。よろしくをお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第15号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

都市計画課長 それでは、議案第15号についてご説明します。

議案第15号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)。

平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億439万8,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、4ページをお願いします。

歳入になります。

款項、補正額の順にご説明いたします。

1 款繰入金、1 項繰入金 557 万 1,000 円。

2 款繰越金、1 項繰越金 636 万 2,000 円の増です。

3 款諸収入、1 項雑入 140 万 1,000 円の減になります。

5 ページをお願いします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

2 款区画整理事業費、1 項区画整理事業費、1 目区画整理費 61 万の減。

説明は以上になります。よろしくをお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算（都市計画課所管部分）を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

都市計画課長 それでは、まず、予算書 115 ページをお開きください。

あと、それと、主要事業説明書は後でご説明いたしますけれども、99 から 104 ページになります。まずは予算書のほうから進めさせていただきます。

115 ページ。7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額 1 億 778 万 2,000 円でございます。この目のうち、都市計画課所管分につきましては、説明欄の 1 段目、職員人件費、2 段目、都市計画審議会設置事業、3 段目、都市計画総務事務費。次のページになります。中段下のほうになりますけれども、都市計画基本図作成事業になります。

続きまして、117 ページをお開きください。隣のページになります。2 段目になります。

2 目まちづくり事業費、本年度予算額 1 億 1,890 万円でございます。こちらにつきま

しては、下菅谷地区まちづくり事業に要する費用でございます。

続きまして、その下、3目街路整備費、本年度予算額1億6,310万円でございます。こちらにつきましては、菅谷市毛線街路整備事業に要する費用でございます。昨年度と比較しまして、8,892万円の減となっております。こちらにつきましては、ここで一度、主要事業説明書のほうをお開き願えるとありがたいんですけども、103ページになります。

右側の部分に載っていますのが菅谷市毛線でございます。菅谷市毛線は後台のほうから杉のほうまで延長あるんですけども、この部分につきましては平成31年度完了を目指しまして整備をすることになってございます。

それで、この上宿太木内線というのがこの一番北側の部分です。そこから国道349号線バイパスのぼんどう太郎とそれから昭和シェル石油の間を通っている都市計画道路、こちらの部分のところが平成30年度、今年度で完成しましたということで、こちらの部分のところが減額ということになってございます。

それでは、予算書のほうにお戻りください。

予算書117ページ、最下段になります。

5目公園事業費、予算額4,850万円でございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

石川委員 菅谷市毛線ですが、次期計画はどのようになっていますか。

都市計画課長 一応、この菅谷市毛線につきましては、平成31年度でこの部分までの完成を予定しています。

その次の年、平成32年度も継続して事業を進めていくということで県のほうにはお話をし、事業のほうは進めていく。最終的には県道瓜連馬渡線、昔でいえば福田孫目線まで接続ということを計画してございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩(午後1時12分)

再開(午後1時13分)

委員長 再開いたします。

建築課が出席しております。

議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算（建築課所管部分）を議題といたします。

歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費、14 目諸費について執行部よりご説明願います。

建築課長 建築課長の渡邊でございます。ほか 3 名が出席しております。どうぞよろしく願います。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、予算書 40 ページをお開き願います。

款項目、予算額の順に説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費 3 億 3,883 万 1,000 円のうち、建築課所管分といたしまして、45 ページをお開き願います。中段になります。空き家バンクリフォーム助成事業 80 万円。

こちらですが、空き家バンクに登録された方に対し、リフォーム等に係る経費の一部を補助するものになります。なお、当事業につきましては、平成 30 年度まで政策企画課にて実施しておりましたが、平成 31 年度より建築課に所管がえとなります。

続きまして、55 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目諸費 4,365 万 8,000 円のうち、建築課所管分といたしまして、1 枚めくっていただき、56 ページをお開き願います。空き家バンク運営事業 16 万 2,000 円。

こちらですが、空き家バンクの運営に要する費用となります。なお、こちらの事業につきましても、平成 30 年度までは市民協働課にて実施しておりましたが、平成 31 年度より建築課に所管がえとなっております。

説明は以上でございます。よろしく願います。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、歳出、7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、4 項住宅費、1 目住宅管理費について執行部よりご説明願います。

建設課長 それでは、予算書 115 ページをお開き願います。

7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1 億 778 万 2,000 円のうち、建築課所管分といたしまして、1 枚めくっていただき 116 ページをお願いいたします。下段になります。

建築総務事務費 67 万 2,000 円。こちらは建築課の事務に要する費用になります。

続きまして、117 ページをごらんください。上段になります。

木造住宅耐震化推進事業 108 万円。こちらは昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された木造住宅の耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事に対し、その経費の一部を補助するものでございます。

さらに 1 枚めくっていただき、118 ページをお開き願います。

7 款土木費、4 項住宅費、1 目住宅管理費 3,054 万 2,000 円。こちらは市営住宅管理のための費用と、市営住宅長寿命化事業といたしまして、鴻巣住宅 3 棟の外壁塗装工事に要する費用となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午後 1 時 17 分）

再開（午後 1 時 18 分）

委員長 再開いたします。

農業委員会事務局が出席しております。

議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算（農業委員会事務局所管部分）を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

農業委員会事務局長 事務局長の根本でございまして。ほか 2 名が出席しております。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、予算書の 93 ページをお開き願います。また、主要事業説明書につきましては、117 ページになります。

それでは、予算書につきまして、款項目、予算額の順に説明いたします。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 2,691 万円。主な増額は農地情報管理システムの改修に係る委託料となります。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

副委員長 農地情報管理システム、もうちょっと説明していただけますか、どんなものか。主要事業説明書に文章があるんですけども、もうちょっと詳しく。

農業委員会事務局長 お答えします。

農地情報管理システムは、住民基本台帳、また、固定資産情報の一元化の整備、それに

農地業務の情報を入れることによって、多様化する事務の合理化を可能とするもので、今回は国の指導のもとで、一般の方も、例えば農地を自作しているのかとか、貸し借りしているのかとか、そういうことも将来、一般の方も閲覧できるような、そういうものを国のほうで構築しております。それに伴いまして、各市町村、再アップロードの必要がありまして、そのための今回の委託料となります。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午後 1 時 21 分）

再開（午後 1 時 22 分）

委員長 再開いたします。

農政課が出席しております。

議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算（農政課所管部分）を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

農政課長 農政課長の平野です。ほか 3 名が出席しております。

予算書の 95 ページをお願いします。

款項目、本年度予算額の順に読み上げてまいります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費 1 億 6,046 万 1,000 円、農業委員会事務局並びに農政課職員の人件費となります。

3 目農業振興費 6,613 万 7,000 円、95 ページから 99 ページまでの 13 事業となります。前年比 239 万 9,000 円の減となります。主な理由としては、97 ページ、農業活動拠点施設管理事業の修繕費の減などによるものです。

99 ページをお願いします。

4 目畜産業費 34 万 3,000 円。

同じく 99 ページ下のほうになります。

5 目農地費 1 億 6,789 万 5,000 円、102 ページまでのうち、農政課分としては、湛水防除施設維持管理事業を除く 5 事業分となりまして、予算額は 1 億 6,007 万 1,000 円となり、この範囲では 3,813 万円の減となります。減の主な理由としては、土地改良基盤整備事業の工事請負費、こちらは平成 30 年度にあった、ため池整備工事の皆減によるものです。

103 ページをお願いします。

8 目経営所得安定対策費 6,081 万 9,000 円、811 万 4,000 円の減。理由としては、団地の大豆転作の取り組み減を見込むものです。

同じく 103 ページ下のほう、5 款農林水産業費、2 項林業費、1 目林業費 19 万 8,000 円。

なお、主要事業説明書については、82 ページから 85 ページまでの 4 事業となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩 (午後 1 時 25 分)

再開 (午後 1 時 26 分)

委員長 再開いたします。

商工観光課が出席しております。

議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算 (商工観光課所管部分) を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

商工観光課長 商工観光課長の浅野でございます。ほか 2 名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書 104 ページをお開きください。款項目、予算額の順にご説明をいたします。

6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、本年度予算額 7,477 万 5,000 円、主に職員 10 名分の人件費となります。

続きまして、同じく 104 ページ下から 106 ページをお開き願います。

2 目商工振興費、本年度予算額 5,195 万円、こちらは 10 事業のうち政策企画課所管の企業立地促進事業を除きます 9 事業が商工観光課の所管となります。主に中小企業振興対策事業における自治金融信用保証料、那珂市商工会への補助金、市の商品をブランドとしまして認証し、イメージアップを図り、PR や販路拡大を行う特産品ブランド化推進事業、商工業者に対する支援といたしまして、企業支援コーディネーター 2 名を配置しましたさまざまな相談、支援を行うよろず相談事業などになります。

続きまして、106 ページ中段から 109 ページをお開きください。

3 目観光費、本年度予算額 9,353 万 6,000 円、主になかひまわりフェスティバル事業、

八重桜まつり事業における委託料、実行委員会への補助金、市観光協会への団体補助金、静峰ふるさと公園の管理事業など 10 事業となります。

なお、主要事業説明につきましては、87 ページから 89 ページまでの 3 事業となります。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いいたします。

休憩（午後 1 時 28 分）

再開（午後 1 時 29 分）

委員長 再開いたします。

これより議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算の討論及び採決を行います。

まず討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部はここで退席となります。長時間お疲れさまでした。

休憩（午後 1 時 30 分）

再開（午後 1 時 31 分）

委員長 再開いたします。

産業建設常任委員会調査事項についてを議題といたします。

調査事項について検討を行う前に、新たな委員の方も加わりましたので、まず、これまでの調査事項の経過について資料を配付しておりますので、ご確認ください。資料は 2 枚の産業建設常任委員会調査事項というのがありますので、2 枚のやつです。

では、副委員長読んでもらっていいですか。

副委員長 お手元の資料を読み上げます。

平成 28 年 3 月 25 日、閉会中の継続審査を申し入れました。

産業建設常任委員会所管調査事項として、1、農林及び畜産について、2、商工業及び観光について、3、道路橋梁及び河川について、4、都市計画施設について、5、市営住宅の整備について、6、市街地の整備について、7、下水道及び農業集落排水について、8、水道及事業及び水資源対策について。

平成 28 年 6 月 20 日の産業建設常任委員会では、調査事項として道路整備基準について及び下水道の整備計画についてが出されました。

平成 28 年 9 月 28 日の産業建設常任委員会では、那珂市商工会及び常陸農業協同組合と懇談会を開催いたしました。

平成 29 年 1 月 26 日から 27 日にかけて、産業建設常任委員会の視察研修として、新潟県阿賀野市に農業振興協議会の取り組みについて伺い、新潟県魚沼市については魚沼ブランド推奨制度について視察研修を行いました。

平成 29 年 7 月 27 日、産業建設常任委員会では、整備基準、狹隘道路、暫定舗装、排水路整備について、委員会から、進捗状況を住民の目に見えるようにしつつ、一層の整備加速を図るよう求め、道路についての調査を終了し、これからは、下水道について調査するということを決めました。

平成 29 年 10 月 27 日、産業建設常任委員会研修では、群馬県富岡市に浄化槽整備推進事業について、同じく群馬県太田市については、戸別浄化槽事業について研修を行いました。

平成 30 年 1 月 23 日、産業建設常任委員会研修では、茨城県行方市に戸別浄化槽整備事業について研修、調査に参りました。

平成 30 年 2 月 6 日、産業建設常任委員会では、下水道整備計画の早急な方向性を明確化し市民へ説明すること、整備コスト、整備効率の観点から、公共下水道以外の手法も研究すること、現状把握を十分に行い、地域の実態に合った方法を検討すること、排水先確保については、雨水排水も含め、関係各課で連携を強化し対策に努めることを執行部に要望し、この件の調査を終了いたしました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

今までの産業建設委員会がこういうことをやっていたというのを今、副委員長のほうに朗読いただきました。

今後、これまでの経過を踏まえまして、皆様に調査をしていきたいとか、いろんな部分で考えなどあると思いますので、もしございましたら意見などを言っていただこうと思います。また、日程等もありますので、その辺も含めた部分でどうするかというのをあわせていろいろと相談していきたいと思いますので、もし意見ございましたらお願いします。

關委員 ちょっと意見にはならないと思うんですけども、この年間のご説明あった懇談会と

か、視察とか研修、これはいつごろの時点で決める、年度当初、委員会の中で決めるんですか。

委員長 委員会の中で決めます。

關委員 そうすると、年度当初あたり。

委員長 いや、当初というか、その都度定例会があったときに、どういうふうにしますかというふうに皆さんの意見を聞きながらその都度その都度。

關委員 なるほど、そういうことですか。

委員長 あとは、当初にもありましたけれども、今回、特に委員が半分変わっていますので、また、新しい方の意見も踏まえた部分で考えています。

關委員 なるほど。あくまでも年度内の事業として決める、その都度決めるということですね。

委員長 ただ、今回に関しましては、来年の2月までになりますので、その辺も含めてこの1年間でできることがあればということです。

關委員 わかりました。

委員長 ほかがございますか。

福田委員 ちょうど1年前かな、先ほどちょっと下水道のほう話しましたけれども、この整備計画の早急な方向性を明確化し、市民への説明をすること。これ、まだ実施していないよね。

委員長 はい。

福田委員 もうこれ1年経過しているんだよね。これ、今後どういうふうにするか。これだね。

委員長 わかりました。

今、福田委員から出ましたけれども、今後の整備についてですよ、この辺で。

福田委員 これ、平成33年と言っていたかな。

(「33年に新しく計画を策定する」と呼ぶ声あり)

福田委員 だけれども、その前に……

(「形をね」と呼ぶ声あり)

福田委員 これ説明を受ける必要、どうですか、皆さんは。

副委員長 私は3年前に議員になってから、そのときから下水道に関心持っていて、下水道と合併浄化槽処理ですね。いろいろつつついているんですけども、どうも審議会の議論がさくさく進んでいないという印象を受けます。ですから、今、平成31年ですか、平成33年って2年後ですよ。

計画を固めて、この計画でいきますというのはそれでもいいかもしれないけれども、どんな方向でやるとか、どういう考えに変えていくというのはもっと早く議論してもらって、それで市民なり我々に提示してもらいたいと思っています。

委員長 ほかの皆さんどうでしょうか。

關委員 実際、今、戸多地区で下水道工事やっている最中なんですよ。来年あたりなんですけど、

若宮という地区なんですけれども、これたしか2年前でしたか、那珂市の説明会があり、ちょっと記憶にないんですが、若宮地区の公民館でやったんですけれども、それ1回だけなんです、行政サイドの説明。そのときも、やっぱり浸透式の浄化槽、下水道がないからつくったんだということで、ほとんどの家庭がそういう状態なんですけれども、じゃ実際使っている浸透の浄化槽は、新しい設備をつくった後どうするんですかという質問したら、それは個人の責任で処理していただきたいと。一番簡単な方法は空にして砂で埋めればいんだというようなことだったんですけれども、それにしても、下水道のほうへつなぐことも含めて個人負担になりまして、また、ますを入れる際も個人負担だということで、いくらお金がかかるんだということでけんけんごうごうの議論になったような状態で、説明会が終了しちゃったんですね。

その後も説明会があるのかと思ったら、工事が始まっちゃって、私もたまたまこういう議員という立場になったんで、やっぱり、今、先ほどおっしゃられたように、一刻も早い説明を、方向性を、地域の皆さんにお話ししたいというのが現状の思っているところでございます。

福田委員 それは着工しているところの話でしょう。いわゆるこれは未整備の……

委員長 未整備の。

關委員 未整備ですか。

福田委員 そこのこれからのいわゆる方向性。それだ、これは。

委員長 この内容につきまして、今、福田委員が言われた……

福田委員 未整備の地区。

委員長 ほかございますか。

副委員長 農業を元気にする方法で、先進事例とかそういうのを何かやっぱり研究したいというか、思っているんですね。

例えば、何だっけ、それはいろいろあるでしょうけれども。

委員長 わかりました。

ほかございますか。

事務局長 もし調査事項を決めるならこの中で……

委員長 今、ちょっと事務局のほうからありましたので、皆さんの資料の1番目に平成28年3月25日の閉会中の継続審査申出の中で、1番から8番まで出ているんですけれども、この中から1つ選んでいただきたいということなものですから、この中で、今、福田委員が言われたような、また、副委員長がやっぱり言われたように、どうするかという部分で、皆さんの考えをお伺いできればと思うんですけれども。

副委員長としては農業関係。

副委員長 1つじゃなくてもいい、この項目に沿って決めれば話がわかりやすい、そういうことですよ。

両方やればいいかなと。

委員長 両方ですね。そうすると、これでいくと……

暫時休憩します。

休憩（午後 1 時 41 分）

再開（午後 1 時 42 分）

委員長 再開いたします。

そうしますと、1つはやっぱり下水道のことについて今後の調査事項ということによろしいですか。

皆さんで、どうでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 あと、農業に関する先進事例について何かあればということなので、でもこれは…

（「農業振興についてでいいんじゃないですか」と呼ぶ声あり）

委員長 農林だけで。じゃ、農林ということで……

（「農林じゃなくて、農業」と呼ぶ声あり）

委員長 農業ですね。農業ということについて調査事項にするということで、この2点。

事務局長 確認なんですけど、下水道は調査事項として一度調査終了になっているんですけども、経過報告ではまずいですか。

副委員長 そういうのは何て言うんですか。

事務局長 経過報告を求める。執行部のほうに産業建設常任委員会として4項目を要望したわけですよ。ですから、その経過報告を求めるのがいいと思います。

委員長 では、要望書に対しての経過報告ということにさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

福田委員 さっき答弁で言っていたけれども、平成33年って言うこと言っていたよね。

事務局長 その辺は前倒しして、よくこちらから要望とかしていただいて、計画としてはどうなるかわかりませんが。

福田委員 これハード面でだよな。

事務局長 それから、この中にある、例えば2番目なんかもそうですよね。先ほど副委員長が予算のときに質問した排水先確保を含めて、雨水排水、各課連携してということ要望しましたよね、そういったことを確認するのもいいんじゃないですか。

委員長 わかりました。

福田委員 去年の6月と2月に市民への説明ということがうたわれていて、これ実際には実施してないでしょう。

委員長 その辺も、それはこちらでまた要望するしかないという。

副委員長 新しい方向が出てないから説明できない。

福田委員 そういうことがちょっとまずいんだよな。言いつばなしだよ。

委員長 じゃ、この辺をちょっとまとめさせていただいて。

(「これ、委員長のほうから」と呼ぶ声あり)

委員長 要望します。

じゃ、そういったことで。

福田委員 説明のしようがないのかな。

議長 平成30年度、審議会は開いたんですよ。

事務局長 審議会開いているはずなので、その辺の経過報告も含めて。

福田委員 これなかなか難しいと思うよ、明確化ということ。結論出ないんじゃないのかな。

副委員長 勝手な想像ですけれども、難しいから何かずるずる先送りしているんじゃないかと
思いますよ。だって、みんなにいい顔はできないもん。

福田委員 だけれども、先送りは、これはもう待たがきかないんですよ。

副委員長 おっしゃりとおり。

というか、おくれればおくれるほど損する。余計なお金がかかって。

福田委員 やっぱり当委員会でこの下水道、これに対しては対処していかなくやまずいね。

委員長 今まで要望とかはしましたので、これからはしっかりとまた細かい部分で。

じゃ、要望の検証ということでさせていただきますのでよろしく願いいたします。

あとは委員長、副委員長のほうにまた任せていただいてよろしいでしょうか。

(「正副で」と呼ぶ声あり)

委員長 わかりました。では調整をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

本日の議題は全て終了いたしました。

各委員におかれましては、長時間にわたり大変お疲れさまでした。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会(午後1時46分)

令和元年5月22日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 木野 広宣